改正後

（国際刑事課の所掌事務）

第十九条　国際刑事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海上における次に掲げる法令の違反の防止に関すること。

イ～ハ　（略）

ニ　覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）

ホ～ヲ　（略）

二～六　（略）

（海洋情報部に置く課）

第二十四条　海洋情報部に、次の六課を置く。

企画課

技術・国際課

沿岸調査課

大洋調査課

情報管理課

情報利用推進課

（技術・国際課の所掌事務）

第二十六条　技術・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　海洋情報業務に関する国際機関及び外国の政府機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること（情報利用推進課の所掌に属するものを除く。）。

（沿岸調査課の所掌事務）

第二十七条　沿岸調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　沿岸における水路の測量に関すること（技術・国際課の所掌に属するものを除く。）。

二　沿岸における海象の観測に関すること。

（大洋調査課の所掌事務）

第二十八条　大洋調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大陸棚の範囲の確定、開発、保全、利用及び管理に資するための地形、地質構造その他の形質に関する測量に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、水路の測量に関すること（技術・国際課及び沿岸調査課の所掌に属するものを除く。）。

三　海象の観測に関すること（沿岸調査課の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（情報管理課の所掌事務）

第二十九条　情報管理課は、海洋情報業務に関する情報及びこれに関連する海洋に関する情報の収集、整理及び保管に関する事務をつかさどる。

（削る）

（削る）

（削る）

改正前

（国際刑事課の所掌事務）

第十九条　国際刑事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海上における次に掲げる法令の違反の防止に関すること。

イ～ハ　（略）

ニ　覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）

ホ～ヲ　（略）

二～六　（略）

（海洋情報部に置く課）

第二十四条　海洋情報部に、次の六課を置く。

企画課

技術・国際課

海洋調査課

環境調査課

海洋情報課

航海情報課

（技術・国際課の所掌事務）

第二十六条　技術・国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　海洋情報業務に関する国際機関及び外国の政府機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること（海洋情報課の所掌に属するものを除く。）。

（海洋調査課の所掌事務）

第二十七条　海洋調査課は、水路の測量に関する事務（技術・国際課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（新設）

（環境調査課の所掌事務）

第二十八条　環境調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（新設）

一　海象の観測に関すること。

二　（略）

（海洋情報課の所掌事務）

第二十九条　海洋情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　海洋情報業務及びこれに関連する海洋に関する情報の収集、整理、保管及び提供に関すること（航海情報課の所掌に属するものを除く。）。

二　海洋情報業務に関する国際間の情報の交換に関すること。

2　国際機関における決議、勧告その他の決定により海洋情報業務に関する国際間の情報の交換に関する事務を行う場合には、海洋情報課は日本海洋データセンターという名称を、海洋情報課長は日本海洋データセンター所長という名称を用いることができる。